5 迷うことや困ったことがあったときには、どうしたらいいの？

周りの大人に相談しよう！

中野区には「子どもオンブズマン」という人もいるよ

子どもの権利を保障するために、子どもオンブズマン(子どもの権利救済委員)が設けられました(第24条～第27条)。

子どもオンブズマンはあなたの相談に乗り、あなたにとって最も善いと考えられることを行います。あなたに代わって調整や調査を行い、関係者にあなたの意見を伝えたり、改善をお願いすることができます。

話をよく聞き、思いや考えを受けとめる

一緒に考え、必要な調整・調査をする

子どもにとって最善の方法で解決する

子どもオンブズマンへの相談窓口

中野区には、子どもの権利を守るための相談室もあるんだって!?

子ども相談室　※相談の秘密は守ります

月曜日から土曜日　午前11時から午後7時まで

※日曜日・祝日、年末年始(12/29～1/3)はお休み

ホームページ

★ 電話　フリーダイヤル　**0120-463-931**

メールはこちらから

★ メール　kodomo-sodan@city.tokyo-nakano.lg.jp

★ 手紙　〒165-0027 中野区野方1-35-3　子ども相談室 あて

地図

もっと詳しい地図

私たちがこのリーフレットを作成しました！

東京経済大学　野村武司教授と学生

区立明和中学校の生徒さんにもご意見をいただきました！

中野区子ども教育部　子ども・教育政策課　　2023年3月　発行

中学生・高校生 版

2022年4月スタート！

中野区子どもの権利に関する条例ができました!!

全ての人は、生まれながらにして幸せに生きるための権利を持っています。この権利は、子どもであっても一人の人間として大切にされます。中野区は、子どもをパートナーとして、まち全体で子どもの成長を支え、子どもにやさしいまち中野をつくっていきます。

中野区子どもの権利に関する条例　前文より

詳しい条例の内容はこちらから

つながる はじまる なかの

なかの 中野区

1 そもそも子どもの権利って、なんだろう？

子どもの権利条約※では、大きく以下の4つの権利を定めているよ

生きる権利 ・ 育つ権利 ・ 守られる権利 ・ 参加する権利

※世界中の子どもたちが持つ権利を定めた条約で、1989年に国際連合で採択されました。日本は1994年に批准し、この条約を守ることを決めました。

2 中野区ではどんなことを大切にしているの？

【子どもの権利に対する基本的な考え方】 第3条より抜粋

- 命が守られ、愛情と理解をもって育まれること
- 意見、考え、思いを表明することができ、それらが尊重されること
- 子どもにとって、最も善いことは何かを第一に考えること
- 一人ひとりの個性が尊重され、全ての子どもの権利が保障されること

条例で子どもの権利がちゃんと保障されているよ！

身体的または精神的な暴力を受けないこと

健康的な生活をし、必要な医療、行政サービス等を受けられること

自分の意見等を表明し、それが尊重されること

権利を持つ個人として尊重され、自分についての情報を知ること

失敗をしてもやり直せること そのために必要な環境が整えられること

子どもの発達に応じてそのプライバシーが尊重されること

第9条第1項より抜粋

条例で定められている子どもの権利の全項目はこちらから

3 誰が子どもの権利を保障してくれるの？

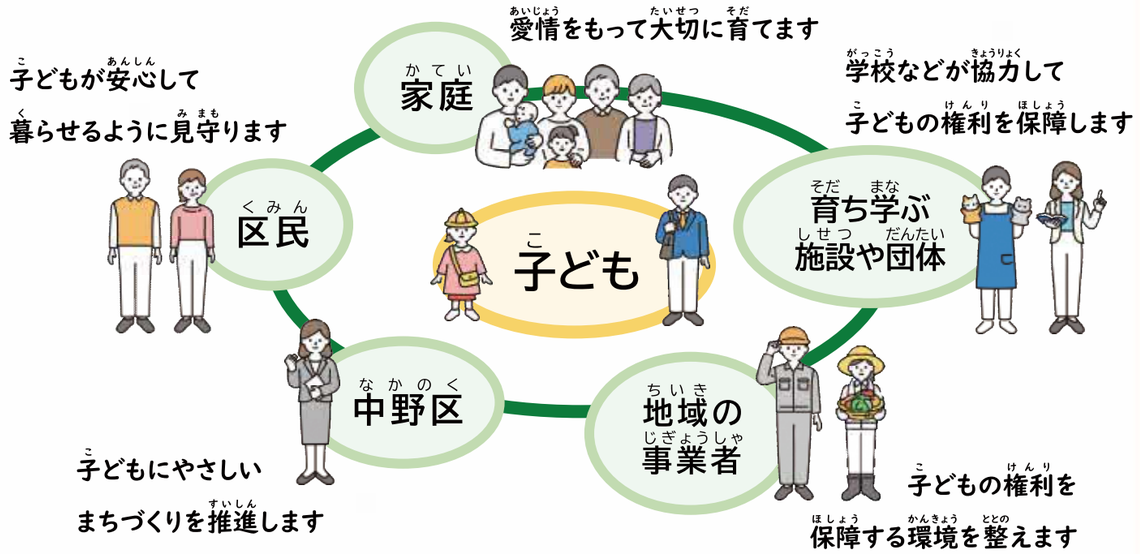

子どもにやさしいまちづくりを推進するために、中野区に関わる大人たちが協力するよ

4 中野区は、子どもの権利を保障するためにどんな取組をしているの？

子どもの権利の**理解促進**のためのリーフレット配布や出前授業等の実施（第4条第4項）

子どもの意見等を求めるための**子ども会議**の開催（第14条）

貧困の防止（第17条）

学習スペースや公園などの**居場所づくり**（第19条）

虐待、体罰等の防止（第15条）

他にはどんな取組があるんだろう？